

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

近畿財務局長

【提出日】

平成25年2月13日

【会社名】

松尾電機株式会社

【英訳名】

MATSUO ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 執行役員 清水 巧

【最高財務責任者の役職氏名】

—

【本店の所在の場所】

大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【縦覧に供する場所】

株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員 清水 巧は、当社の第64期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。